破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５０号

東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社零
代表清算人　池田佳菜子
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において、協定債権者とは、別紙のＮｏ．１からＮｏ．15記載の15社をいう。
2　本協定において、協定債権とは、協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元金、利息、遅延損害金等を全て含む）をいう。
3　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権のうち元金に相当する額の1.524％の金員（小数点以下四捨五入。具体的な金額は別紙記載のとおり。）を弁済する。
4　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済金を各協定債権の元本に充当する。
5　協定債権者は、第３項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
6　清算株式会社は、税理士法人レクス会計事務所に対し、清算第１期の税務申告費用として金30万円（消費税別）を支払い、協定債権者はこれに同意する。
7　第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権のうち元本の残額に相当する額の割合に応じて弁済する。この場合において、協定債権者が第５項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５２号

東京都港区六本木７丁目２番８号
清算株式会社　株式会社ダブル・ティー・エフ・シー
代表清算人　小松　哲郎
1　決定年月日　令和７年10月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（協定債権の確認）
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権者一覧表」における「協定債権元金残高」記載の通りであることを確認する。
第２条（共益費用の支払）
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という。）を、協定債権に優先して支払う。
第３条（協定債権者に対する弁済）
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から共益費等を控除した残額を弁済する。
第４条（免除）
協定債権者は、前条による弁済を受けたときは、清算会社に対し、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第５条（新たに財産が発見された場合の措置）
第３条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、換価代金から換価処分に要した費用及び共益費等を控除した残額を、協定債権額の割合に応じて按分して追加弁済を行う。この場合においては、協定債権者が第４条の規定により行った残債務の免除は新たにされた追加弁済の限度で遡って効力を失うものとする。
第６条（追加弁済の場所）
第５条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、清算株式会社清算人代理弁護士武井洋一の事務所（東京都中央区日本橋茅場町３丁目12番２号ＡＳＫビル６階・明哲綜合法律事務所）において行う。但し協定債権者がその費用を負担して自己名義の預金口座への振込を求めたときは、振込送金手続により追加弁済を実施する。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号

熊本市東区桜木４丁目16番29―２号202
清算株式会社　株式会社ＭＳＩ
代表清算人　宮﨑　浩二
1　決定年月日　令和７年10月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の免除
協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
2　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記１記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記１に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

以上
熊本地方裁判所民事第１部